

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
組織委員長 入澤 智文

沿道建築物耐震化プロジェクトへの参加募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、東京都では地震発生時の緊急輸送を円滑に行うために「特定緊急輸送道路」を指定し、この道路沿いの建築物で一定の条件に該当するものに耐震診断の実施を義務付けるとともに、その耐震化を推進しております。

当協会では、これに対応するため組織委員会内に「沿道建築物耐震化小委員会」を設置し、耐震診断・耐震補強工事・建物売却など得意分野の異なる会員同士が協同して事業を行うため、「沿道建築物耐震化プロジェクト」（以下「プロジェクト」）を実施しております。

このプロジェクトでは、セミナーの開催、集客・告知などを行った上で、建物所有者からの相談を受け付け、耐震診断や耐震補強工事、建物建替といった個別の耐震化需要に対応しております（概要は別紙参照）。

つきましては、このプロジェクトへ参加いただける方を募集いたしますので、ご案内申し上げます。 敬具

記

- プロジェクト名 沿道建築物耐震化プロジェクト
- プロジェクトの目的 特定緊急輸送道路沿道上の建築物への耐震診断義務化により予想される、耐震診断や耐震化工事、建物建替、建物売却などの需要に協会会員が分担して取り組むことで、会員同士での事業の推進を図る。
- 対象 正会員（企業会員）及び賛助会員
- 参加申込 12月27日（金）までにFAX（03-3511-0616）にてお申込みください。
- 問合せ先 （一社）全国住宅産業協会
TEL 03-3511-0611（担当：古畑） 以上

沿道建築物耐震化プロジェクト 参加申込票				
会社名				
担当者役職		担当者氏名		
電話番号		FAX番号		
メールアドレス				
参加したい事業 ※○印。複数可。	1. 耐震診断	2. 耐震設計	3. 耐震改修	4. 解体・建替
	5. 不動産売買			

※参加したい事業は、自社で実施可能な事業であることに限ります。


① 条例概要

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

<概要>

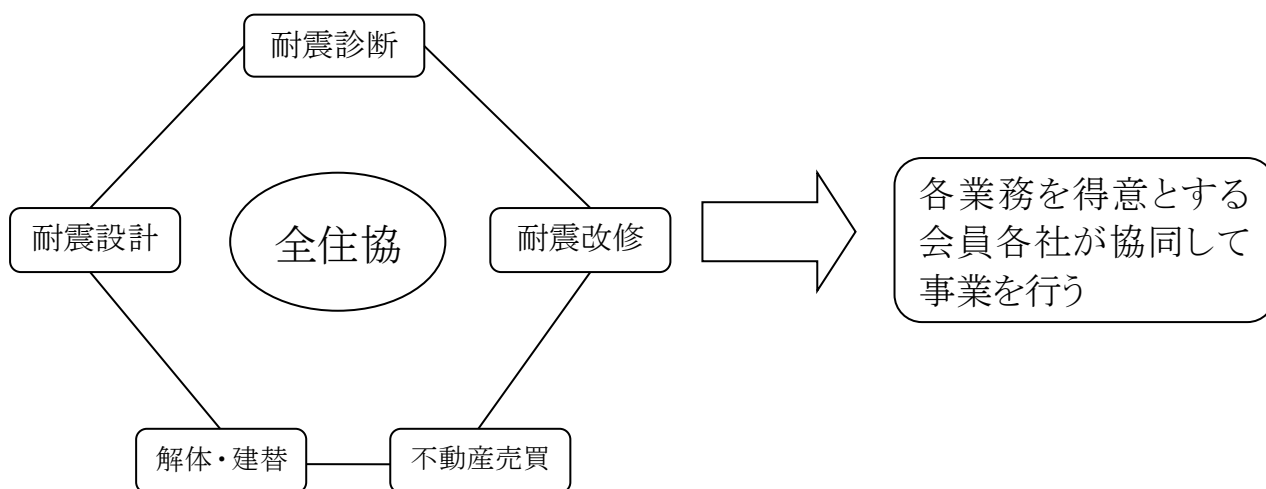
- 以下の条件を全て満たす建物は耐震診断等の義務が発生
 (耐震化状況報告義務：平成23年10月～)
 (耐震診断実施義務：平成24年4月～)

- ① 特定緊急輸送道路に接している
- ② 昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の建物
- ③ 建物の高さが、接する特定緊急輸送道路の概ね1/2以上


 耐震基準を満たしていない場合
耐震改修工事等を行うように勧告を受ける！！

ただし、耐震診断・耐震設計・耐震改修等のそれぞれの費用については行政からの助成金が受けられる。

② プロジェクト概要図



③ これまでの活動概要 (平成25年12月16日現在)

	参加人数	個別相談件数	成約数	成約内訳
第1回	223名	27件	8件	耐震診断7件、不動産売買1件
第2回	110名	20件	2件	耐震診断2件
第3回	224名	24件	4件	耐震診断4件
第4回	135名	11件	1件	耐震診断1件
合計	692名	82件	15件	